

第2回 「生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係る
ガイドライン」策定に関する有識者・実務者会議

議事次第

平成20年7月11日(金)
13:30～15:30
金融庁9F共用905C会議室

1. 開会

2. 児童福祉法等の一部を改正する法律案について

3. 議事

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）・養育支援訪問事業
に係るガイドライン素案について

4. 事務連絡

5. 閉会

児童福祉法等の一部を改正する法律案について

- 平成19年11月29日 「社会的養護体制の充実を図るための方策について」
(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書)
- 平成19年12月27日 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
(少子化社会対策会議決定)
- 平成20年 2月 1日 社会保障審議会少子化対策特別部会・児童部会
「児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容」について了解
- 平成20年 3月 4日 「児童福祉法等の一部を改正する法律案」閣議決定・衆議院に提出
- 平成20年 5月21日 衆議院厚生労働委員会にて提案理由説明
- 平成20年 5月23日 衆議院厚生労働委員会にて質疑
- 平成20年 5月28日 衆議院厚生労働委員会にて参考人質疑及び質疑後、可決(全会一致)
- 平成20年 5月29日 衆議院本会議にて可決、参議院に送付
- 平成20年 6月21日 第169回通常国会閉会により廃案

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）・養育支援訪問事業に係るガイドライン素案（案）

下線部：要綱に追加又は修正部分

			<p>ガイドラインの位置づけ</p> <p>○ 「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」及び「養育支援訪問事業」については、子育て支援や支援が特に必要な家庭への対応を進める観点から、今後これらの事業の効果的な実施と全国的な普及を進めることが求められる。このため、本ガイドラインにおいて、これらの事業の推進を図るよう、これらの事業を実施する場合にすべての市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確にすることとした。各市町村においては、本ガイドラインを基本として事業を実施するとともに、地域の実情に応じて本ガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待される。</p>
--	--	--	---

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）に係るガイドライン素案

	平成20年度 要綱（案）	論点及び今後の方向性（案）	ガイドライン素案
	生後4か月までの全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	<u>1 名称</u> （方向性） ○ 児童福祉法改正案においては「乳児家庭全戸訪問事業」として位置づけられている一方、市町村等の現場においては、「こんにちは赤ちゃん事業」の名称が浸透していることから、平成21年度より、名称を乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」に変更してはどうか。	<u>1. 名称</u> ○ こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 市町村において「生後4か月までの全戸訪問事業」等別の名称を用いることは差し支えない。 </div>
① 事業 内容	すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。		<u>2. 事業目的</u> ○ すべての乳児がいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図ることを目的とする。
ア 対象者	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭	<u>2 対象者</u> （方向性） （1）対象から除外する者 ○ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することが原則であるが、以下の場合には、訪問する対象としないこととしてはどうか。（市町村独自に対象とすることはあり得る）	<u>3. 対象者</u> ○ <u>原則として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を事業の対象とする。</u> なお、次の家庭については訪問の対象としないことで差し支えないが、②③に掲げる場合については、訪問の同意が得られないことや長期の里帰り出産等の状況自体が支援の必要性が高い可能性を示すものとして、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置づけることとする。

		<p>①養育支援訪問事業の実施により既に情報提供や養育環境の把握ができている場合</p> <p>②訪問を働きかけたにもかかわらず拒否された場合</p> <p>③子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月までには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合（要綱のイに定めるところにより、生後5か月までに訪問する見込みがある場合を除く）</p> <p>○ 上記②、③の場合について、その後の対応のあり方等について示すこととしてはどうか。</p>	<p><u>これらの場合、関係機関等と連携し当該家庭の状況把握に努めるとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげる必要がある。</u></p> <p>①養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができている場合</p> <p>②訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合</p> <p>③子の入院や長期の里帰り出産等により生後4か月までには当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合</p>
イ 訪問の 時期	<p>対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p> <p>ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p>	<p><u>3 訪問の時期</u></p> <p>（方向性）</p> <p>○ 「生後4か月を迎えるまで」との時期や当該期間経過後の取扱いについては、現行どおりの取扱いとしてはどうか。</p>	<p><u>4. 訪問時期</u></p> <p>○ 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p> <p>ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象として差し支えない。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。</p> <p>なお、できる限り早期に訪問し支援をすることが望ましいことから、<u>市町村独自に早期の訪問時期を定めることが適当である。</u></p>
ウ 訪問者	<p>訪問者については、特に資格要件は問わない。保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、</p>	<p><u>4 訪問者</u></p> <p>（方向性）</p> <p>○ 訪問者については、現行どおりの取扱いとしてはどうか。（研修のあり方については後述。）</p>	<p><u>5. 訪問者</u></p> <p>○ 訪問者については、特に資格要件は問わない。保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。ただし、訪</p>

	訪問者として登用して差し支えない。ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。		問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。 なお、訪問者について市町村独自に専門職に限る等の資格要件を設けることは差し支えない。
② 実施内容	ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談 イ 子育て支援に関する情報提供 ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整	5 実施内容 (方向性) ○ 実施内容として、養育環境の把握を明確に位置づけることとしてはどうか。	6. 実施内容 ○ 本事業は以下の内容を実施するものとする。 ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談 イ 子育て支援に関する情報提供 ウ 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握 エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整
③ 実施に当たっての留意事項	家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。 ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。 イ 訪問者が市町村職員以外の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すこと。 ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。 エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を	6 実施に当たっての留意事項 (方向性) ○ 改正法案により、市町村が事務を委託する場合における委託先の従事者への守秘義務が創設されることも踏まえ、守秘義務徹底のための対応について整理してはどうか。 ○ 左記カ・キについては、支援の必要性の判断や対応方針決定のプロセスとしてまとめて示すこととしてはどうか。 ○ 養育環境の把握のポイント等について示すこととしてはどうか。	7. 実施にあたっての留意事項 ○ 家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。 ア 母子健康手帳交付や出生届等の機会を活用して本事業の周知を図るとともに、事前に訪問日時の同意を得るよう調整する等、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。 イ 市町村の母子保健担当部署との連携の下、事前の情報を踏まえ、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問すること。 ウ 訪問者が事業の実施を通じて知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期すこと。 ①事業の従事者について、要綱等で守秘義務について明確に規定することや、非常勤職員等の委嘱手続等において、誓約書等を取り交わすことなど、具体的措置を講じること。 ②特に訪問者に対しては、研修を通じて個人情報の管理や守秘義務について研修を行い周知徹底すること。

は、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること

○ 訪問者の質を確保するためにも、訪問者の研修プログラム等を示すこととしてはどうか。

実施するものとし、実施に当たっては7の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレーイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努める必要がある。

なお、専門資格を有するものについては、各自の専門領域に関する部分について省略して差し支えない。

<研修プログラム案>

- ・事業の意義と目的
- ・傾聴とコミュニケーション
- ・個人情報の保護
- ・訪問の実際
- 等

研修プログラムの例については、今後、有識者・実務者会議メンバーと協議しながら自治体等意見も踏まえ検討予定。

(方向性)

市町村において取組可能な具体的なプログラム案を作成し、提示する。

(手順案)

- ①事務局において試案作成
- ②第3回会議において検討
- ③第4回会議において決定

⑤
ケース
対応
会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。

8 支援の必要性の判断や対応方針決定のプロセス

(方向性)

○ 個別ケースについて、次のように支援の必要性の判断や対応方針決定を行う旨明確化してはどうか。

- ①訪問者は、訪問結果についてあらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告
- ②市町村の保健師等専門職が、訪問者からの報告等に基づき、支援が必要な家

9. 支援の必要性の判断等

○ 訪問実施後、次のプロセスによりその後の支援の必要性を判断し、支援内容等を決定することとする。

- ①訪問結果については、あらかじめ市町村で定める書式に基づき、市町村の担当部署に報告する。
- ②市町村の保健師等専門職が、訪問者からの報告等に基づき、支援が必要な家庭か否かを判断する。
- ③支援が必要な家庭について、訪問者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策協議会。以下「ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」

		<p>庭か否かを判断。</p> <p>③ 支援が必要な家庭について、訪問者、市町村における母子保健担当者、児童福祉担当者、要保護児童対策調整機関の職員等によるケース対応会議を開催し、具体的な支援の内容等を協議。なお、同ケース対応会議においては、必要に応じて、支援が特に必要かどうかについても協議を行う。</p> <p>④ ケース対応会議の結果、要保護児童対策地域協議会における支援内容の協議が等が特に必要と判断されたケースについては、ケースを調整機関に送致し、協議会において支援内容等を協議。</p> <p>○ 産後うつ等の精神疾患については、非医療職が訪問する場合など養育環境の把握等のあり方について特に整理することとしてはどうか。</p>	<p>という。)の職員等によるケース対応会議を開催し、具体的な支援の内容に関する協議を行う。なお、同ケース対応会議において、必要に応じて支援が特に必要かどうかについても協議を行う。</p> <p>④ ケース対応会議の結果、ネットワークにおける支援内容の協議等が特に必要と判断されたケースについては、調整機関に送致し、ネットワークにおいて支援内容等を協議する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">産後うつ等については10で記述。</p>
<p>⑤ 新生児訪問指導等との関係</p>	<p>既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業の実施を検討する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。</p>	<p>9 母子保健法に基づく訪問事業との整理 (方向性)</p> <p>○ 母子保健法に基づく妊産婦訪問、新生児訪問、保健指導(保健所を設置する市・特別区においては未熟児訪問を含む。)等との関係については、改正法案において、市町村は母子保健法に基づく指導と併せて全戸訪問事業を行うことができることとされていることから、現行どおりの取扱いとしてどうか。</p>	<p>10. 母子保健法に基づく訪問事業との関係</p> <p>○ 本事業はすべての乳児のいる家庭を対象とし、子育て支援に関する情報提供や必要なサービスにつなげるための養育環境の把握を行うものである。一方、母子保健法に基づく訪問事業は、母子保健の観点から必要のある家庭を対象として、保健指導等を行うものである。</p> <p>このため、これらは内容等を異にするものであり、本事業が行われる場合においても母子保健法に基づく新生児訪問等の意義が減ずるものではないことに留意が必要である。また、こうした事業内容等の相違があるものの、内容効率的な事業実施の観点から、母子保健法に基づく新生児訪問等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等と併せて本事業を実施することとして</p>

保健指導等

子育て支援の情報提供や必要なサービスにつなげるための養育環境の把握

差し支えない。

○ なお、市町村の母子保健担当部署との連携の下、事前の情報を踏まえ、支援の必要性が高いと見込まれる家庭に対しては可能な限り保健師等の専門職が訪問することとし、その際、母子保健法に基づく新生児訪問等の必要性がある場合には、当該新生児訪問等に併せて本事業が行われることが適当である。

○ 産後うつについては、母親の心身の状況を早期に把握し、支援を開始することが効果的である。このため、母子保健事業の中で産後うつへの対応の取組を進めることが望ましく、このような体制が整っている市町村においては、例えば本事業を利用して事前に配布した産後うつに関する質問票の回収を行う等連携の工夫を取り入れ、産後うつのリスクの高いケースを適切に母子保健事業につないでいくことが重要である。

<参考>

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について（平成 20. 3. 31 雇児総発 0331003 号）の活用を進める。

【情報提供の対象となりうる項目】

⑥ 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成するこ

10 全戸訪問の完全実施に向けての課題

（方向性）

○ 現行どおりの取扱いとしてはどうか。

	<p>ととし、その計画期間は平成21年度までとする。なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し実効的な計画とすること。</p>		
		<p><u>1.1 委託先の要件</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 委託先については、適切な訪問者の配置、個人情報保護や訪問結果に基づく対応方針決定等の体制の観点から、要件を検討することとしてはどうか。</p> <p>○ 地域子育て支援拠点への全戸訪問事業の委託を進めることもあり得るが、母子保健との関係性も踏まえつつ、こうした方向性も検討してはどうか。</p>	<p><u>1.1. 委託先の要件</u></p> <p>○ <u>事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。</u></p> <p>① <u>必要な研修を受講した訪問者を配置するなど、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。</u></p> <p>② <u>訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置が講じられていること。</u></p> <p>○ <u>なお、既に子育て支援拠点事業を実施している法人が本事業を併せて実施することは、地域の子育て家庭に対して多様な対応を図り、また、子育て支援活動のネットワーク化を図る等機能拡充に寄与すると考えられることから、このような法人に委託を進めることが望まれる。ただし、この場合においては、事業の実施に当たり、市町村の母子保健担当部署及び児童福祉担当部署との十分な連携に努めるべきある。</u></p>

養育支援訪問事業に係るガイドライン素案

	H20 年度 要綱（案）	論点及び今後の方向性（案）	ガイドライン素案
名称	育児支援家庭訪問事業	<p>1 名称</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 児童福祉法改正案においては「養育支援訪問事業」として位置づけられていることから、平成21年度より名称を「養育支援訪問事業」に変更してはどうか。</p>	<p>1. 名称</p> <p>○ 「養育支援訪問事業」</p>
中核機関	この事業の中核となる機関（中核機関）を定める。	<p>2 中核機関と調整機関の役割分担</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 基本的には中核機関と調整機関を同一機関が担うことを想定しているが、それぞれの役割については、以下の方向で整理することとしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核機関は、養育支援訪問事業のケース進行管理や当該事業に係る他の支援との連絡調整を実施 ・ 調整機関は、中核機関が必要と判断した場合、会議を開催して支援の必要性や支援内容を協議し、その結果を中核機関に伝達 	<p>4. 中核機関</p> <p>○ この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）を定める。中核機関は、本事業のケースの進行管理や当該事業に係る他の支援との連絡調整を実施するものとする。</p> <p>○ ケース管理を効率的に行う観点からは、ネットワークが設置されている場合には、中核機関とネットワークの調整機関がその連携に十分努めることが必要であり、中核機関と調整機関を同一とすることが適当である。</p> <p>○ 調整機関は、中核機関がネットワークでの協議が必要と判断した場合には、個別ケース検討会議を開催する等により支援の必要性や支援内容を協議し、その結果を中核機関に伝達するものとする。</p>

		<p>13 <u>マネジメントを担う者の必要性</u></p> <p>(方向性)</p> <p>○ 中核機関において養育支援訪問事業に係るマネジメント専任の者がいることが望ましく、例えば、要保護児童対策地域協議会が設置されている場合には、その調整機関の職員が養育支援訪問事業のマネジメントに従事するよう促すことなどを検討してはどうか。</p> <p>また、同協議会が設置されていない場合、中核機関において養育支援訪問事業に係るマネジメントを担う者の配置が望ましい旨示すことなども検討してはどうか。</p>	
<p>事業内容</p>	<p>市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。</p>	<p>3 <u>事業のあり方</u></p> <p>○ 今後は、養育支援訪問事業が、</p> <p>①支援が特に必要である者を対象とするものであること</p> <p>②密度の濃いサービスを実施するものであること</p> <p>③利用者に積極的アプローチを行うものであり、利用者と協働して行う生活支援・精神支援サービスに重きを置く事業であること（専門家が上の立場から指導するにとどまらない）</p> <p>④必要に応じて他制度と連携して行うものであることを明確化することとして</p>	<p>2. <u>事業目的</u></p> <p>○ <u>養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の養育の適切な実施を確保することを目的とする。</u></p> <p>3. <u>事業内容</u></p> <p>○ <u>この事業は、以下を基本として行うものとする。</u></p> <p>①<u>支援が特に必要である者を対象とする</u></p> <p>②<u>短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行う</u></p>

かどうか。

○ また、事業のあり方について整理し、例えば次のものなど具体的に想定される事業のあり方を明示することとしてはどうか。

ア) 短期集中支援型（＝短期間、頻回に訪問。包括的・リハビリテーション的に実施。）

○ 0歳児等低年齢の児童を抱える保護者などで支援が特に必要な状況に陥っている者について、例えば3ヶ月など短期・集中的な支援を行い、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指すこととしてはどうか。

○ この場合、生活支援・精神的支援を中核としつつ保健分野等の専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつないでいくこととしてはどうか。

○ なお、短期集中支援型としては、0歳児の保護者で中度以上の育児不安にある者や産後うつのある者、児童が施設を退所した直後の保護者等が考えられる。

③利用者に積極的アプローチを行うものであり、適切な養育が行われるよう専門的支援を行う

④必要に応じて他制度と連携して行う

○ このため、本事業については、具体的には次の類型を基本として実施するものである。

ア) 乳児家庭等に対する短期集中支援型

○ 0歳児の保護者で中度以上の育児不安にある者や産後うつのある者等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して、自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指し、例えば3ヶ月間など短期・集中的な支援を行う。

○ この場合、保健分野等の専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつないでいくこととする。

イ) 中期介入型 (= 中期的にきめ細かに対応。対象者との関係性、生活の維持に重点。)

- 生活面に配慮した対象者と協働してのきめ細かな支援が必要とされた者等について中期的な支援を念頭に、一定の目標・年限を設定した上できめ細かな指導・助言等の支援を行い、最低限の児童の養育環境の維持を目指すこととしてはどうか。
- なお、中期介入型としては、典型的には、食事、衣服、生活環境等について一定ネグレクトにあるケースを想定しており、また、児童相談所の在宅での保護者指導と連携して支援を行うことをも想定される。

4 既存事業との整理・役割分担

(方向性)

- 母子保健法に基づく妊産婦訪問、新生児訪問、保健指導(保健所を設置する市・区においては未熟児訪問を含む。)については、母性及び乳幼児の健康の保持増進に虐待予防も含みうることから、養育支援訪問事業と趣旨、内容が重複するため、これらの事業の関係を整理することとしてはどうか。

イ) ネグレクト家庭等に対する中期支援型

- 食事、衣服、生活環境等についてネグレクト状態にあるケースや児童が施設を退所し家庭復帰した後の保護者など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた者等に対して、中期的な支援を念頭に、適切な児童の養育環境の維持を目指し、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

5. 母子保健法に基づく事業との関係

- 本事業については、次の点が母子保健法に基づく訪問事業と異なるものであり、これらを踏まえて母子保健事業との十分な連携を図りつつ役割分担を行い、効果的に事業を実施していく必要がある。

①目的

- ・ 母子保健の観点ではなく、養育支援の観点から行う事業であること

		<p>○ 養育支援訪問事業については、次の点が母子保健法に基づく訪問事業と異なるものと整理してはどうか。</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健（＝母性や乳幼児の健康の保持増進）の観点ではなく、<u>養育支援の観点から行う事業であること</u> <p>②対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健では対象とならない<u>学齢期以後も対象とするものであること</u> <p>③内容・手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導にとどまらず、利用者との協働の考え方の下、<u>家事援助も含めた生活支援・精神的支援を行うものであること</u> ・<u>単一の分野にとどまらない内容を含み得るほか、必要な場合には他制度と連携しながら行う包括的事業であること（要保護児童対策地域協議会と密接に連携）</u> ・<u>短期・集中的に又はきめ細かに相手に指導・助言等を行うなど、密度の濃いサービスを想定しているものであること</u> 	<p>②対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子保健では対象とならないような学齢期以後も対象とするものであること</u> <p>③内容・手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保健指導にとどまらず、家事援助も含めた専門的支援を行うものであること</u> ・<u>単一の分野にとどまらない内容を含み得るほか、必要な場合には他制度と連携しながら行う包括的事業であり、ネットワークと密接に連携するものであること</u> ・<u>短期・集中的に又はきめ細かに相手に指導・助言等を行うなど、密度の濃い支援を想定しているものであること</u>
<p>実施方法 ア 支援</p>	<p>この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により、市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支</p>	<p>5 対象者</p> <p>（方向性）</p> <p>○ 対象者としては、支援が特に必要である者が対象であることをより強調すると</p>	<p>6. 対象者</p> <p>○ この事業の対象者は、<u>こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の実施や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連</u></p>

対象

援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(ア) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。

(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲ではなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

ともに、3で示した短期集中支援型、中期介入型のそれぞれに対応した対象者を示すこととしてはどうか。

○ 短期集中支援型については、主に、左記（ア）の者であって支援が特に必要である者及び左記（イ）のうち、「児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭」を対象とすることとしてはどうか。

また、今回の改正法案においては、新たに出生前において出産後の養育について支援が特に必要と見込まれる妊婦（以下「特定妊婦」。）も養育支援支援訪問事業の対象とされることから、当該妊婦についても記述を追加してはどうか。

○ 中期介入型については、主に、ネグレクト又はそのおそれのある者等であって、他の事業における支援よりもきめ細かに指導・助言を行うことが必要である者などを対象とすることとしてはどうか。

○ 左記（イ）の「ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭」については、養育支援訪問事業が全国に定着するまでの間、虐待予防に資するとの事業の趣旨や実際の取組状況から、事業の主な対象者としては想定しないこととしてはどうか。

○ 左記（ウ）の「障害を招来するおそれ

携体制に基づく情報提供その他により把握され、養育支援が特に必要であって、本事業による支援が必要と認められる家庭の児童及びその保護者を対象とする。本事業の具体的な対象としては、例えば以下の家庭が考えられる。

- ① 望まない妊娠や若年親及び妊婦健診未受診等であって、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ② 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ③ 食事、衣服、生活環境等についてネグレクト状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と判断された家庭
- ④ 児童が児童養護施設等を退所し、又は里親委託が終了したことにより、児童が家庭に復帰した後の家庭

のある児童のいる家庭」についても、短期集中支援型や中期介入型の対象者となるような場合を除き、養育支援訪問事業が全国に定着するまでの間、虐待予防に資するとの事業の趣旨や実際の取組状況、さらには別途障害児サービスのあり方について議論が行われていることに鑑み、当面事業の主な対象者として想定しないこととしてはどうか。

6 対象者の判断基準

(方向性)

- 現在「養育支援が必要となりやすい要素の例」に該当する家庭等について、必り家庭の養育状況を把握し、その結果支援の必要性があると思われる家庭に対し、養育支援を行うこととされている。

※ 当該「要素の例」で示される例示はあくまでも情報の断片であり、仮にこれらの要素を有していたとしても、直ちに養育支援が必要となるものではないと整理されている。

- 3のとおり事業のあり方を明確化するほか、5のとおり対象者の見直しも行うことから、改めて上記「養育支援が必要

7. 対象者の判断基準

- 本事業の対象者は、一定の指標（チェックリスト）を参考に、支援が特に必要と判断された家庭の児童及びその保護者とする。

指標（チェックリスト）例 の検討

現在「子ども虐待対応の手引き」等に示されている

「養育支援が必要となりやすい要素の例」

「支援の必要性を判断するするための一定の指標」

については、「生後4か月までの全戸訪問」が実施される以前に策定されたものであり、新たにこんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）において把握されるケースも想定した、実効性のあるチェックリストの作成を検討。

(方向性)

自治体が取組可能な比較的簡便なもの、

最低限の項目をいれたもの等

(手順案)

となりやすい要素の例」を見直し、実効性のあるチェックリストの作成を行うこととしてはどうか

- ①現在の指標について自治体等実務者意見収集及び自治体取組例収集
- ②事務局において試案作成
- ③第3回会議において試案について意見交換
- ④第4回会議において最終案決定

イ
支援
内容

- (7) 家庭内での育児に関する具体的な援助
- a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
 - b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
 - c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
 - d 若年の養育者に対する育児相談・指導
 - e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援
- (イ) 発達相談・訓練指導
- 家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う

7 支援内容（家事援助の必要性）

- （方向性）
- 現在、事業の対象者を募集する広報を行い、単に産褥期にある者について本人の申請に基づき家事援助が行われている地域があるなど、支援が特に必要である者以外も対象とするような取扱いを行っている実態が見受けられる。
 - 3のように支援が特に必要である者を対象とすること明確にすることに伴い、支援対象として、左記（ア）aの産褥期の育児支援や家事等の援助については、産褥期であることのみを理由にこれを実施することは認めないこととしてはどうか。
- ただし、産褥期の育児支援や家事等については、5で述べた対象者に該当し、一定の目的を設定しつつ、介入の手段として行う場合には例外的に認める取扱いとしてはどうか。

8. 支援内容

- この事業における支援内容は、支援が特に必要と判断された家庭に対する養育に関する専門的相談・支援であり、具体的には以下の内容を基本とする
 - ①妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
 - ②出産後間もない時期（おおむね1年程度）の母子に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
 - ③ネグレクト状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持や子の発達保障等のための相談・支援
 - ④児童が児童養護施設等を退所した後の家庭等に対して行う家庭復帰が適切に行われるための相談・支援
- 産褥期の育児支援や家事等については、5で述べた支援が特に必要と認められる者に対して、一定の目標を設定しつつ行うものであり、あくまでも上記の相談・支援の一環として実施するものとする。
- 上記の①及び②については3（ア）の短期集中支援型に

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記（イ）の発達相談・訓練指導については、5で述べたとおり、「障害を招来するおそれのある児童のいる家庭」について、当面事業の主な対象者として想定しないこととすることに伴い、支援内容としては特段記述しないこととはどうか。 ○ 2のとおり事業のあり方を明確化することから、短期集中支援型等の類型に即して、支援の期間や密度、内容について示すこととはどうか。（例：「3ヶ月に限定し、集中的に実施」、「きめ細かに中期的に対象者に指導・助言」など） 	<p>よる支援を想定しており、この場合、原則として3か月以内の短い期間を設定しつつ、当該期間内に例えば週に複数回の訪問を行うなど、頻回に訪問支援を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>上記の③及び④については3（イ）の中期支援型による支援を想定しており、この場合、6か月から1年程度の中期的目標を設定した上で、当面3か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを判断しつつ支援の見直しを行っていくものとする。</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">対象となる事例や支援の具体的なイメージやを伝えるための事例集等の必要性について検討する。</p> </div>
<p>ウ 支援の対象者 支援内容の決定方法</p>	<p>この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。</p> <p>中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。</p> <p>なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会(子どもを</p>	<p><u>8 対象家庭の把握方法、支援計画の策定等の手順</u></p> <p>（方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者の把握方法については、生後4か月までの全戸訪問事業により把握することのほか、今回の改正法案において、特定妊婦も養育支援支援訪問事業の対象とされるとともに、要保護児童対策地域協議会の対象に追加されることから、特に母子保健担当部署・機関や医療機関との連携を図り、対象者を把握することも念頭に置くよう、記述を見直すこととはどうか。 	<p><u>9. 対象家庭の把握・支援内容等の決定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関において、<u>こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、母子保健事業や医療機関からの情報提供等により把握された養育支援の必要性が認められる家庭について情報の収集を行う。</u> ○ 中核機関は、<u>本事業による訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。この場合、必要に応じてネットワークの会議を開催し効率的な検討を行う。</u> ○ <u>支援の開始にあたっては、中核機関において、具体的な援助目標の設定および支援の内容、期間、方法、支援者等について検討し決定する。</u>

守る地域ネットワーク)の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

9 効果測定や支援の終結決定の判断の明確化

(方向性)

- 支援について標準的な実施期間を示すこととし、効果測定のあり方についてもアセスメントのあり方として今後検討することとしてはどうか。また、終結の決定も当該アセスメントの結果を踏まえて行うこととしてはどうか。

なお、支援の終結の決定については、支援の開始と同様に、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催し、その議論を踏まえて行うこととしてはどうか。

10. 中核機関と調整機関との効果的な連携のあり方

(方向性)

- 調整機関が中核機関となり、必要に応じて要保護児童対策地域協議会を開催し

て支援内容等を検討し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う方向で整理し、あり方を示すこととしてはどうか。

10. 支援の終結決定の判断

- 支援の経過については、中核機関において進行管理を行い、必要に応じてネットワークの会議を開催する等の対応を行う。

- 援助目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等の支援後の評価を行い、支援の終結決定についても中核機関において協議の上決定する。

- 本事業による支援を終結する場合においても、他の必要な支援につなげることや、必要に応じてその後の定期的な情報把握・情報共有のための体制を確保すること等の措置を講じる必要がある。

		<p>11 守秘義務</p> <p>(方向性)</p> <p>○ 乳児家庭全戸訪問事業と同様に、改正法案により、市町村が事務を委託する場合における委託先の従事者への守秘義務が創設されることも踏まえ、守秘義務徹底のための対応について整理してはどうか。</p>	<p>1.1. 個人情報の保護及び守秘義務</p> <p>○ <u>訪問者が事業の実施を通じて知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、以下の対応等により万全を期すことが必要である。</u></p> <p>① <u>事業の従事者について、要綱等で守秘義務について明確に規定することや、非常勤職員等の委嘱手続等において、誓約書等を取り交わすことなど、具体的措置を講じること。</u></p> <p>② <u>特に、訪問者に対しては、研修を通じて個人情報の管理や守秘義務について研修を行い周知徹底すること。</u></p> <p>③ <u>ネットワークが設置されている場合においては、訪問者をネットワークの構成員とし、当該構成員としての守秘義務を課すこと</u></p>
<p>エ 訪問 支援 の実 施者</p>	<p>訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>(ア) 養育支援の必要の可能性があるとされる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。</p> <p>(イ) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、</p>	<p>12 訪問支援者の要件（求められる専門性等）、研修等のあり方</p> <p>(方向性)</p> <p>○ 左記（ア）については、アで述べたとおり、家事援助等はいくまでも一定の目的を設定した上で介入の手段として行うものと整理することから、こうした観点から改めて訪問者について整理することとしてはどうか。</p> <p>○ 左記（イ）については、現行どおりの取扱いとしてはどうか</p>	<p>1.2. 訪問支援者</p> <p>○ 訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。</p> <p>(ア) <u>産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。</u></p> <p>(イ) <u>(ア)と併せて実施される育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施しても差し支えない。</u></p>

看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

- 訪問者の質を確保するためにも、訪問者の研修プログラム等を示すこととしてはどうか。

13. 訪問支援者の研修

- 必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

専門資格を有するものについては、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

また、支援開始後の経過の中で生じる様々な課題解決については、必要に応じ中核機関による支援者へのフォロー体制を整えることが必要である。

<研修プログラム例>

カリキュラム	具体的内容
事業の意義と目的	「養育支援訪問事業」の意義と目的
傾聴とコミュニケーション	訪問対象者の話を聞くときの留意点とコミュニケーション技術
訪問支援の実際	訪問支援実施の手順と同行訪問
守秘義務	守秘義務の必要性と根拠
乳児の理解	乳児の発達と養育環境・愛着
親への支援	親支援のねらい/育児不安と産後うつ
事例検討	支援課題のある事例の検討

研修プログラムの例については、今後、有識者・実務者会議メンバーと協議しながら自治体等意見も踏まえ検討予定。

(方向性)

自治体において取組可能な具体的なプログラム案を

			<p>作成し、提示する (手順案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体意見・取組例の収集 ②事務局において試案作成 ③第3回会議において検討 ④第4回会議において決定
委託	(事業の委託については認めている)	<p>14 委託先の要件</p> <p>(方向性)</p> <p>○ 委託先については、適切な訪問者の配置、個人情報保護や訪問結果に基づく対応方針決定等の体制の観点から、要件を検討することとしてどうか。</p>	<p>14. 委託先の要件</p> <p>○ 事業の委託先としては、本事業を適切に行う観点から、少なくとも以下の要件を満たすことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①必要な研修を受講した訪問者を配置し、本事業を適正かつ円滑に遂行しうる人員を有していること。 ②訪問者に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させ、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等についても、一定の規程を設けるなど、委託に係る事務に関して知り得た個人情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置が講じられていること。 ③本事業の対象者の状況に応じて、具体的な援助目標及び援助内容を決定できる本事業のマネジメントのための体制を確保していること。

こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）・養育支援
訪問事業に係るガイドラインの策定に関する
今後のスケジュールと作業手順について（案）

年 月		内 容	作 業
H20年度	ガイドライン素案検討		
6月 5日		第1回有識者・実務者会議	訪問事業の論点と方向性の検討
7月11日		第2回有識者・実務者会議	ガイドライン素案議論
8月上旬予定	ガイドライン案検討	ガイドライン素案を自治体に提示	自治体あて情報発信・意見収集
10月上旬予定		第3回有識者・実務者会議	自治体意見を踏まえガイドライン案検討
12月初旬予定		第4回有識者・実務者会議	自治体意見を踏まえガイドライン案決定
年度内		ガイドライン完成	事務局にてガイドライン案を検討